

## 4. 緑地等の現況

### (1) 緑地の現況

#### 施設緑地の現況

##### 1) 都市公園

平成18(2006)年4月1日現在の都市公園は、63カ所、125.64haであり、人口1人あたりの公園面積は10.13㎡となっています。

住区基幹公園をみると、箇所数では街区公園が50カ所で全体の79%を占めますが、都市計画に基づいて計画的に整備されたものは街区公園数の約24%で、他の多くは、住宅開発にともなって生み出された小公園（以下、「開発公園」という）です。近隣公園は、都市計画決定されている3カ所はすべて開設済で、開発公園の2ヶ所とあわせて5カ所（10.94ha）となっています。地区公園は、都市計画決定されたものはありませんが、明治池公園と寺池公園の2ヶ所（8.65ha）が整備されています。

大規模公園をみると、都市計画公園の広域公園として大阪府営錦織公園が市の西南部に立地しており、現在までに全体の約90%にあたる65.7haが開設されています。

また、石川の高水敷を利用した府営石川河川公園が、都市計画緑地として決定されています（計画決定面積 85.4ha、一部河南町域を含む）が、現在、全体の約24%の20.5haが開設済みです。

地域別でみると、金剛・金剛東地域や北部地域等の公的な大規模開発地において住区基幹公園の整備がほぼ充足していますが、おもに中部・中南部の旧市街地部分では公園整備が不十分な状況となっています。

表4-1 都市公園の整備状況

		街区公園	近隣公園	地区公園	広域公園	緑地	計
都市計画公園	箇所数	12	3	-	2	-	17
	面積(ha)	4.98	7.00	-	86.20	-	98.18
その他の都市公園	箇所数	38	2	2	-	4	46
	面積(ha)	10.88	3.94	8.65	-	3.99	27.46
都市公園合計	箇所数	50	5	2	2	4	63
	面積(ha)	15.86	10.94	8.65	86.20	3.99	125.64
人口一人あたり面積	(m <sup>2</sup> /人)	1.28	0.88	0.70	6.95	0.32	10.13

表4-2 都市公園の種類

種類	種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	
	街区公園	主として街区に居住する者の利用に共することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に共することを目的とする公園で1近隣住区当り1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当り面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に共することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に共することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の運動の用に共することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
	特殊公園	風致公園、動物公園、歴史公園、墓園等特殊公園で目的に則し配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に共することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
	都市林	主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市公園の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
	緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
	広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に共することを目的として配置する。

注)近隣住区 = 幹線道路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位(小学校区に担当)  
 (参考:「公園緑地マニュアル 改訂平成10年度版 編集・発行 社会法人日本公園緑地協会)

表4-3 都市公園一覧(その1)

No	公園名	公園面積 (㎡)	地目	民有別	備考	都市計画公園
1	金剛中央公園	27,991	公園	市	近隣公園	
2	久野喜台2号公園	2,989	公園	市	街区公園	
3	久野喜台1号公園	2,032	公園	市	街区公園	
4	久野喜台3号公園	3,706	公園	市	街区公園	
5	久野喜台4号公園	3,881	公園	市	街区公園	
6	高辺台1号公園	4,026	公園	市	街区公園	
7	高辺台2号公園	5,920	公園	市	街区公園	
8	高辺台3号公園	8,069	公園	市	街区公園	
9	高辺台4号公園	3,046	公園	市	街区公園	
10	寺池台1号公園	6,569	公園	市	街区公園	
11	寺池台2号公園	3,876	公園	市	街区公園	
12	寺池台3号公園	11,393	公園	市	近隣公園	
13	寺池公園	37,528	公園	市	地区公園	
14	寺池台4号公園	2,856	公園	市	街区公園	
15	ちびっこ交通公園	1,194	宅地	市	街区公園	
16	若松中央公園	2,800	公園、田	市	街区公園	
17	梅の里1号公園	3,205	公園	市	街区公園	
18	梅の里2号公園	906	公園	市	街区公園	
19	梅の里3号公園	1,329	公園	市	街区公園	
20	梅の里4号公園	1,547	公園	市	街区公園	
21	梅の里5号公園	1,382	公園	市	街区公園	
22	不動ヶ丘1号公園	1,335	公園	市	街区公園	
23	不動ヶ丘2号公園	2,057	公園	市	街区公園	
24	山手町児童公園	1,217	公園	市	街区公園	
25	金剛東中央公園	30,000	公園	市	近隣公園	
26	藤沢台公園	20,000	公園	市	近隣公園	
27	向陽台1号公園	2,500	公園	市	街区公園	
28	向陽台2号公園	2,500	公園	市	街区公園	
29	向陽台3号公園	2,500	公園	市	街区公園	
30	藤沢台2号公園	2,500	公園	市	街区公園	

表4-4 都市公園一覧(その2)

No	公園名	公園面積 (㎡)	地目	民有別	備考	都市計画公園
31	藤沢台 3号公園	2,602	公園	市	街区公園	
32	藤沢台 1号緑地	10,144	公園	市	緑地	
33	高辺台 1号緑地	8,611	公園	市	緑地	
34	川面 1号児童公園	3,167	公園	市	街区公園	
35	中野 1号児童公園	3,270	公園	市	街区公園	
36	若松 1号児童公園	3,334	公園	市	街区公園	
37	若松 2号児童公園	3,282	公園	市	街区公園	
38	宮 町 公 園	1,539	田	民	街区公園	
39	津々山台公園	20,000	公園	市	近隣公園	
40	明治池公園	49,000	公園	市	地区公園	
41	小金台 1号公園	3,000	公園	市	街区公園	
42	小金台 2号公園	2,500	公園	市	街区公園	
43	津々山台 2号公園	7,000	公園	市	街区公園	
44	津々山台 3号公園	9,292	公園	市	街区公園	
45	津々山台 4号公園	4,869	公園	市	街区公園	
46	新家児童公園	530	公園	市	街区公園	
47	本 町 公 園	1,145	公園	市	街区公園	
48	梅の里 6号公園	3,607	公園	市	街区公園	
49	梅の里 7号公園	2,264	公園	市	街区公園	
50	梅の里 8号公園	5,105	公園	市	街区公園	
51	梅の里 9号公園	574	公園	市	街区公園	
52	津々山台 5号公園	999	公園	市	街区公園	
53	高辺台 2号緑地	20,606	公園	市	緑地	
54	小金台緑地	498	緑地	市	緑地	
55	梅の里 10号公園	5,984	公園	市	街区公園	
56	梅の里 11号公園	1,075	公園	市	街区公園	
57	金剛伏山台 1号公園	5,843	公園	市	街区公園	
58	金剛伏山台 2号公園	1,191	公園	市	街区公園	
59	金剛伏山台 3号公園	1,060	公園	市	街区公園	
60	かがり 1号公園	1,563	公園	市	街区公園	
61	かがり 2号公園	9,843	公園	市	街区公園	
62	(府営) 錦織公園	657,000	公園	府	広域公園	
63	(府営)石川河川公園	205,000	河川敷	国	広域公園	
都 市 公 園 (府営公園含む)		63 箇所	1,256,351 ㎡		125.64 ha	

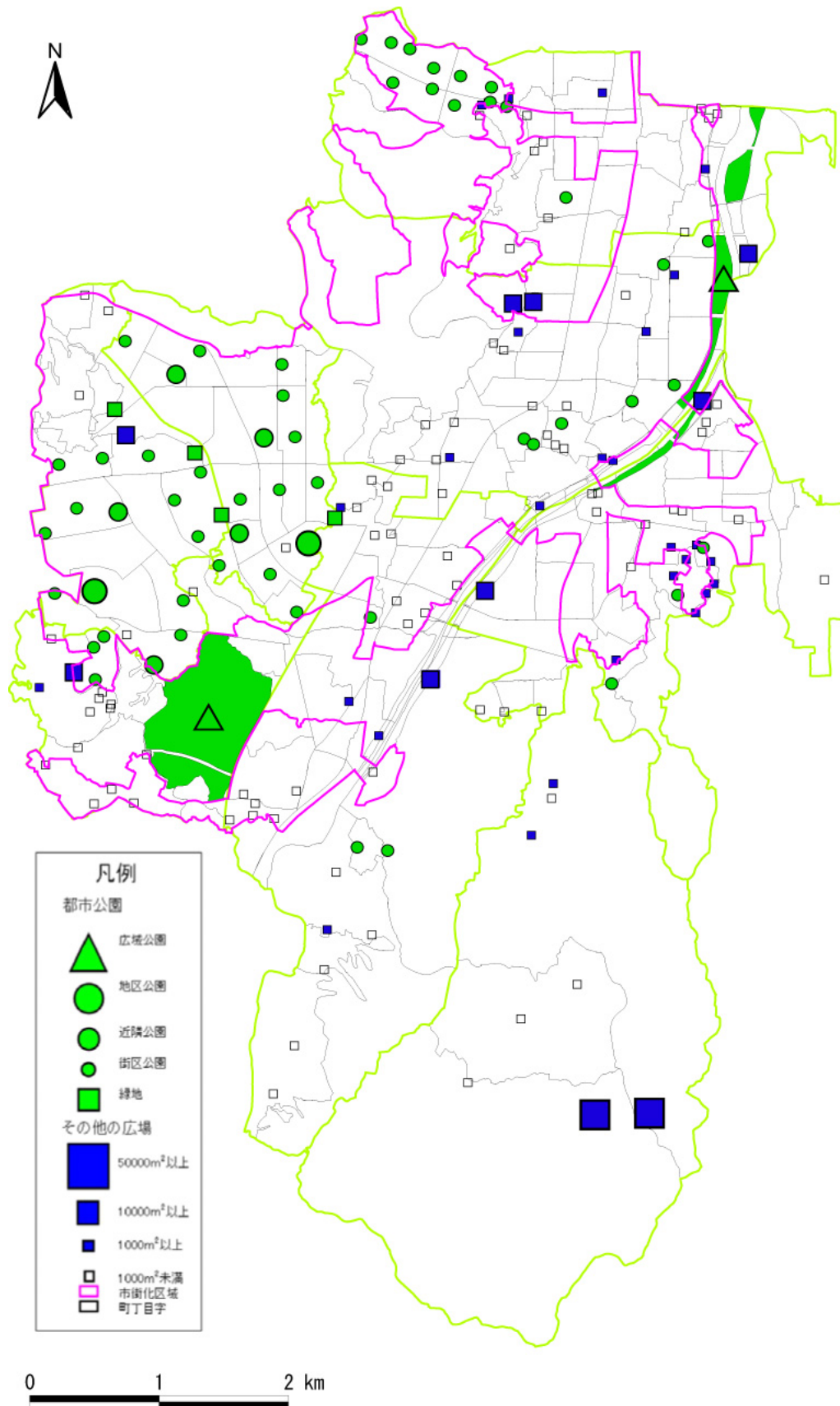


図4-1 施設緑地分布図

## 2) その他の施設緑地

都市公園以外の施設緑地としては、小規模なものでは児童遊園等があり、大規模なものでは農業公園サバーファーム、総合スポーツ公園や石川河川敷を占有するグラウンド等があります。

表4-5 その他の施設緑地

No		箇所数	面積(ha)
1	児童遊園等	122	20.5
2	農業公園サバーファーム	1	20.0
3	総合スポーツ公園	1	13.3
4	グラウンド	7	17.2
	合計	131	71.0

## 地域制緑地の現況

地域制緑地としては、農業に関わる生産緑地地区、農業振興地域・農用地区域等とともに、地域森林計画対象民有林、河川区域があります。

東南部と中南部の一部を除いた市域の6割が市街化区域となっていることから、この中で生産緑地は多く指定されています。農業振興地域・農用地区域は、石川よりも東・南の地域に多く指定されています。地域森林計画対象民有林は、南部の山地を中心に指定されており、河川区域については、主なものとして石川河川区域が市中央部を縦断しています。

この他、美具久留御魂神社のシイ林をはじめとする市指定の保存樹林5箇所や都市緑地法による緑地協定地区4箇所が地域制緑地として位置づけられます。

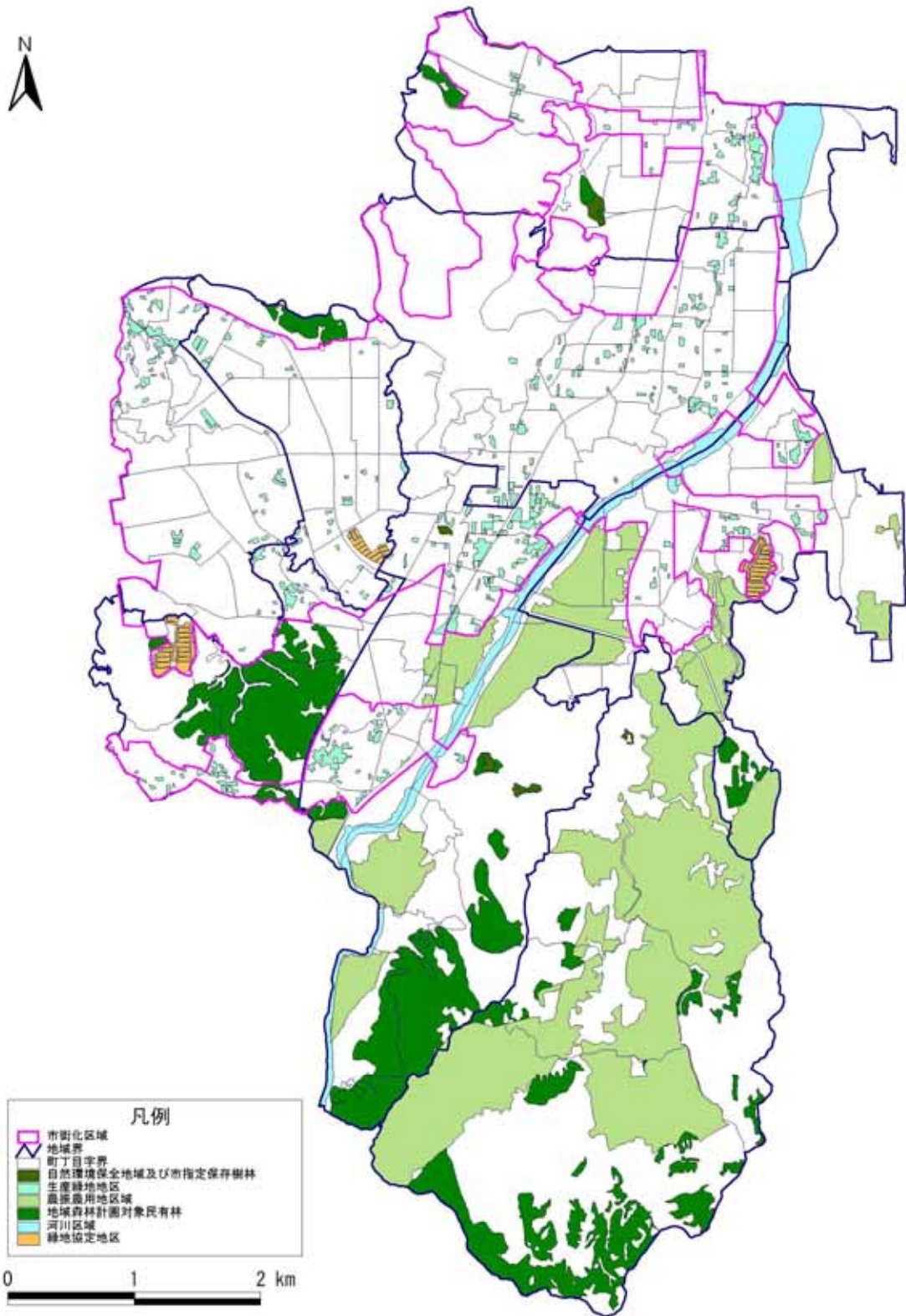


图4-2 地域制緑地分布图

### 過去5年間の開発状況

過去5年間(平成13年～平成17年)の開発状況を開発申請区域として地図上に示せば下図のようになります。開発に関しては中部がもっとも多く、次いで北部、東部と大半が市街化区域内に集中しています。

開発によって失われた緑の面積は3.2haと、全開発面積の19%を占め、その内訳は生産緑地地区3.17ha、農業振興地域・農用地区域0.03haとなっています。

表4-6 開発申請面積内訳

開発面積		16.51 ha
緑地	生産緑地地区	3.17 ha
	農業振興地域・農用地区域	0.03 ha
その他		13.31 ha

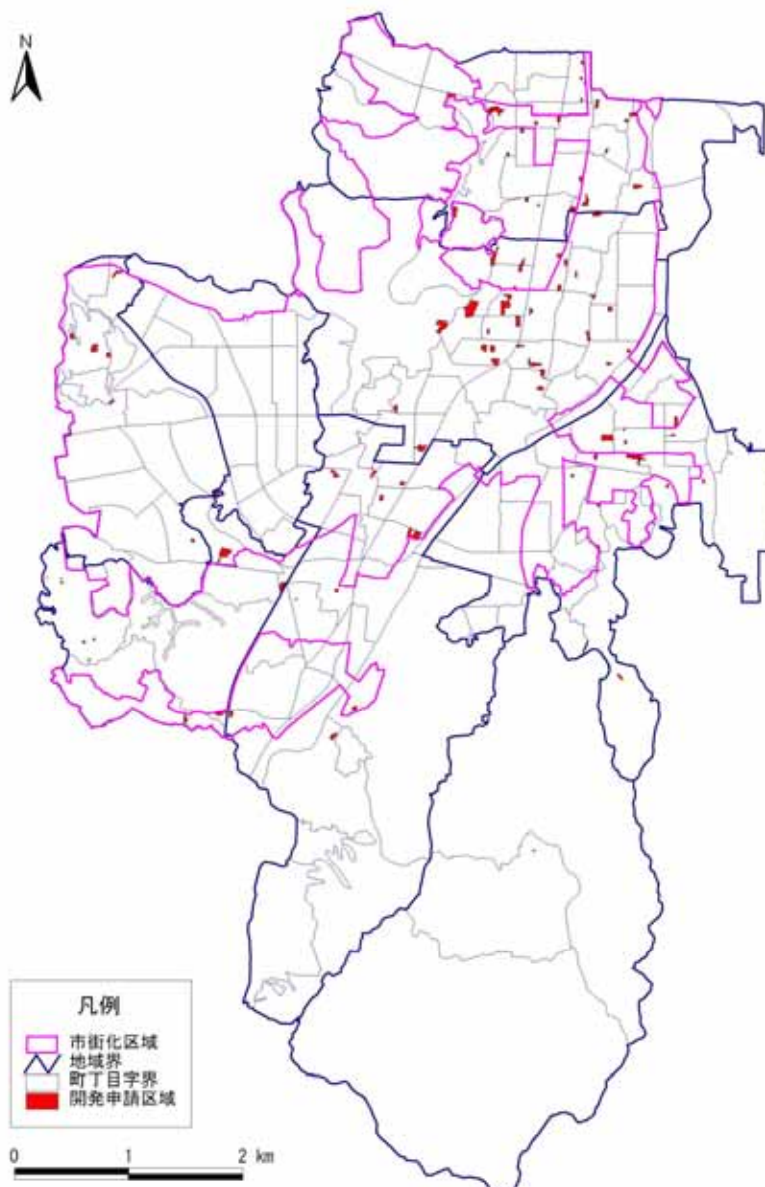


図4-3 過去5年間の開発申請区域



## (2) 緑被の現況

### 緑被の概況

国土地理院が発行している『細密数値情報 10mメッシュ土地利用』をもとに、昭和49(1974)年と平成8(1996)年の緑被の状態を図化したものが図4-4と図4-5、またその間の緑被増減率を町丁目ごとに図化したものが図4-6です。

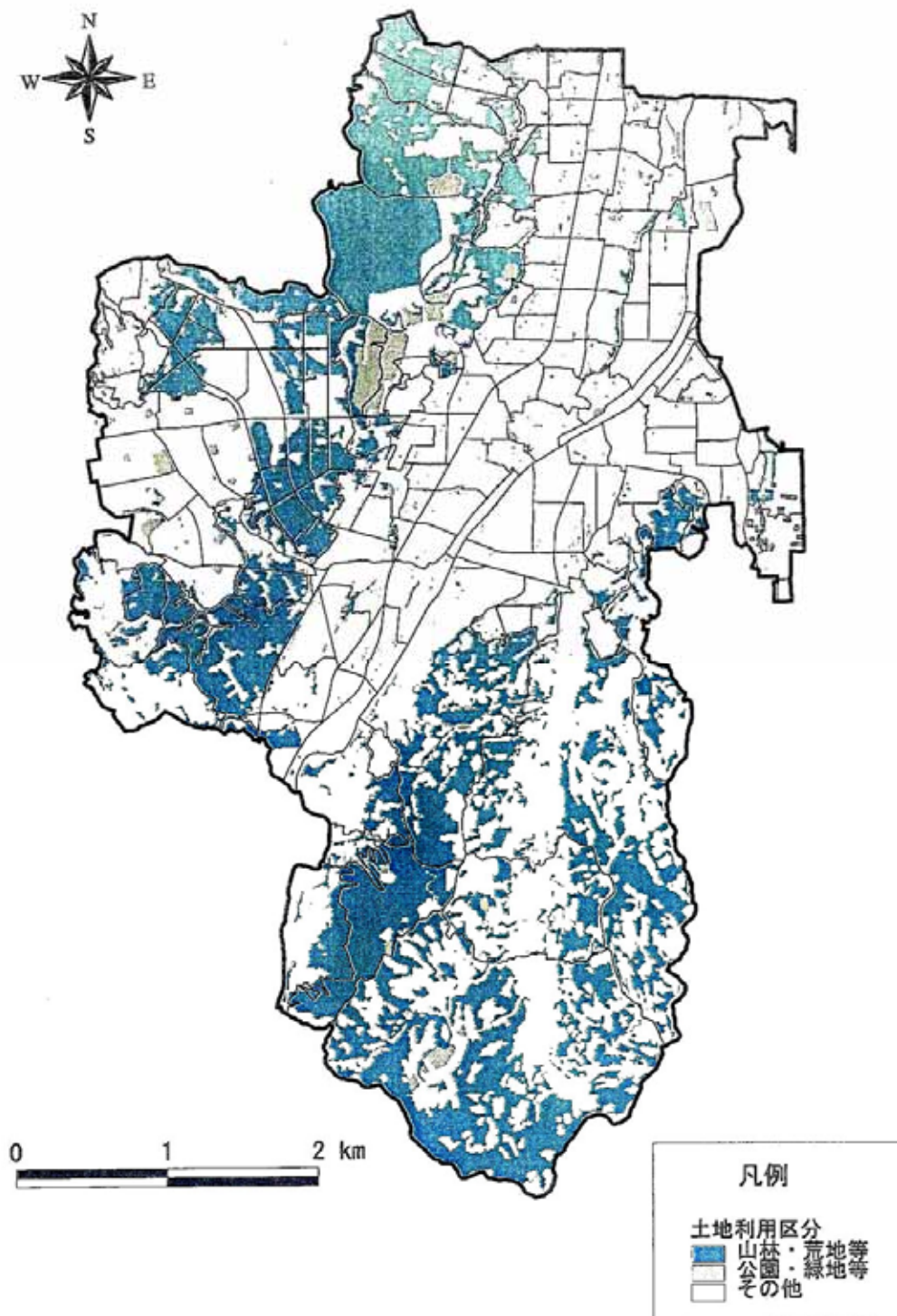


図4-4 山林及び公園・緑地等の分布(昭和49(1974)年)

平成8(1996)年の緑被分布図をみると、町丁目ごとでの緑被率が50%をこえるのは、山地の占める部分が大きい東南部・中南部と、農地や石川河川敷が占める部分の大きい北部石川沿いと東部、丘陵地開発の残存緑地として残されている金剛東の一部であることがわかります。

逆に緑被率が5%に満たないのは、中部の中小企業団地付近と、旧市街地にあたる本町・常盤町・若松町一丁目、金剛東の藤沢台・津々山台等です。

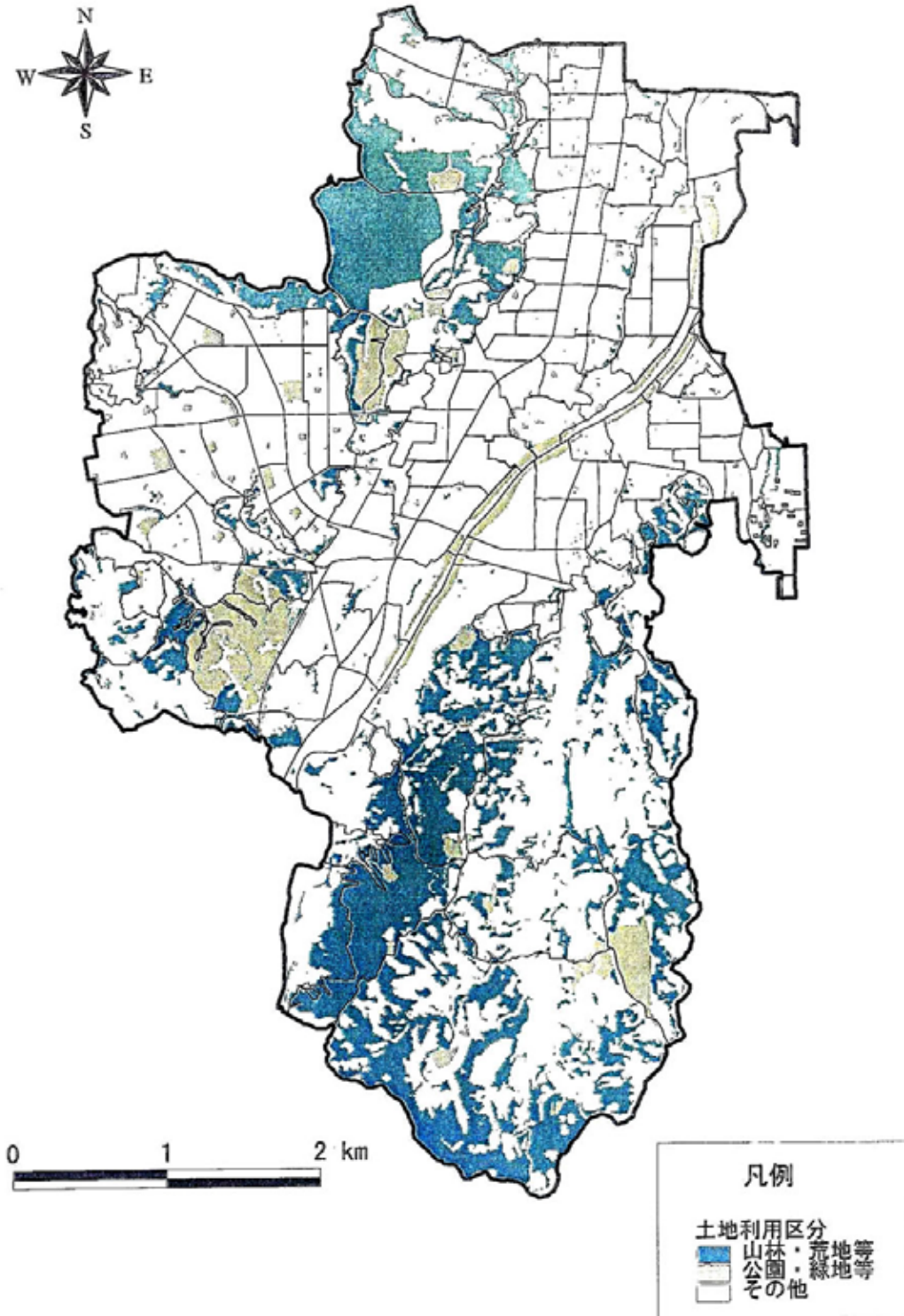


図4-5 山林及び公園・緑地等の分布(平成8(1996)年)

## 緑被の特性

昭和49(1974)年から平成8(1996)年までの緑被率の増減をみると、市域のほとんどの部分で緑被率が減少しており、また減少率が75%以上に達している町丁目が19もあるのに対して、増加している住区は10にとどまっていることがわかります。

地域別でみると、緑被面積が大きく減少しているのは、中部の中小企業団地付近、金剛東の藤沢台、津々山台等で、これらは昭和49(1974)年以降に造成が進んだ区域です。

逆に緑被率が増加しているのは、金剛の高辺台、久野喜台、中部の富田林町、東部の楠町等です。これらの区域は、昭和49(1974)年時点ですでに低層住宅地となっており、その後の緑化活動によって徐々に緑被率が上がってきたと考えられます。

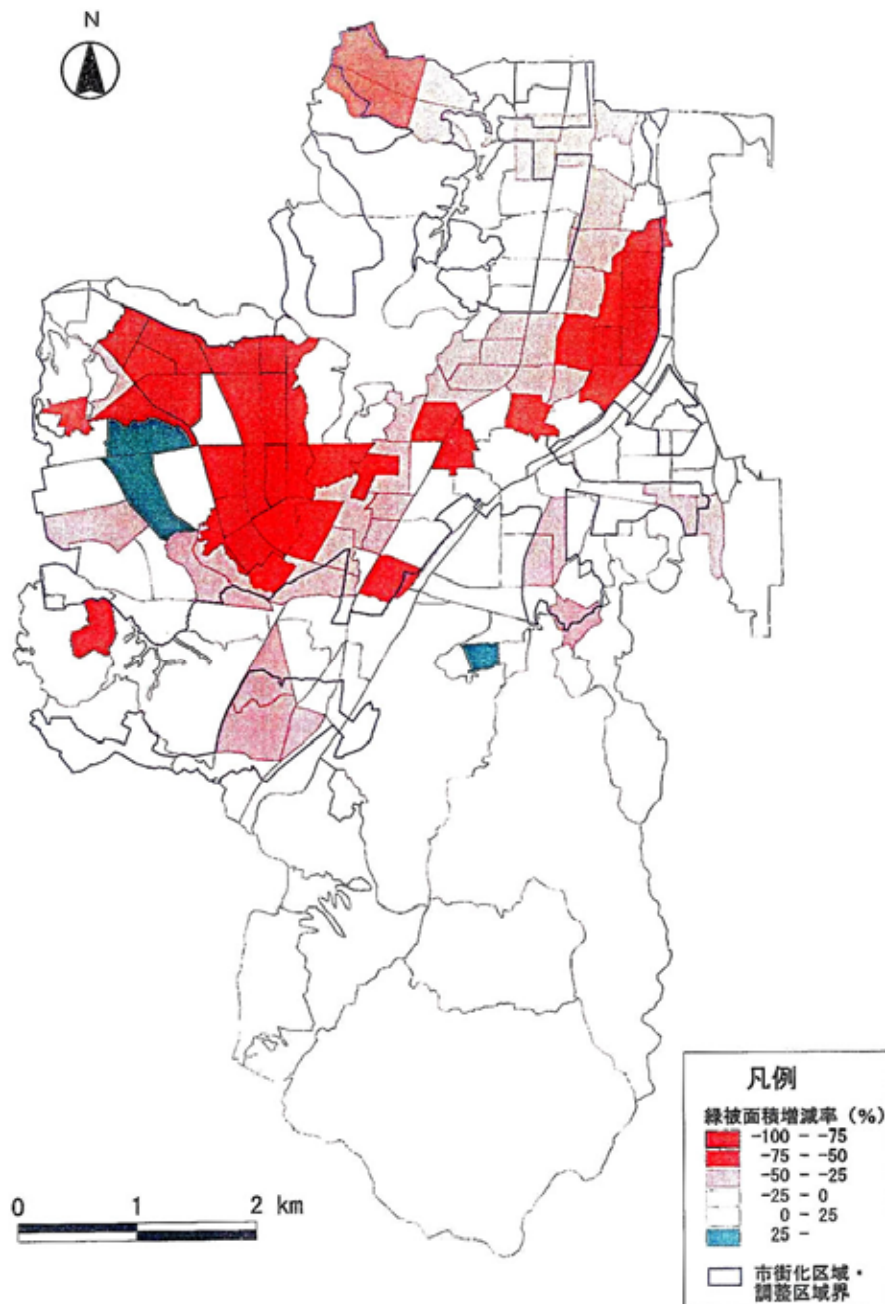


図4-6 町丁目別の緑被面積増減率(昭和49(1974)年～平成8(1996)年)

### (3) 緑化の現況

#### 公共施設の緑化

公共施設については、平成9(1997)年の『大阪府広域緑地計画の策定に関わる調査』の資料に基づき、庁舎等(庁舎、消防署、公民館等)、教育施設(公立の小中学校、幼稚園)、公営住宅、環境衛生施設(上下水道施設、焼却場等)、医療施設、社会福祉施設、その他公共施設の区分ごとに、緑地面積(緑地率)、緑被面積(緑被率)、高木の本数について把握しました。

これによると、公共施設全体での緑地率は23.0%、緑被率は15.6%で、施設区分ごとでもっとも緑地率・緑被率が高いのは環境衛生施設です。これは、ポンプ場や配水池等敷地の半分以上が緑地になっている施設を含むからと考えられます。

一方、庁舎等、教育施設、公営住宅等は、いずれも緑地率が10%強、緑被率は10%に満たない状況です。

表4-7 公共施設の緑化状況(富田林市域分)

施設の種類	敷地面積 (A)㎡	緑地面積 (B)㎡	緑被面積 (C)㎡	緑地率 (B/A) %	緑被率 (C/A) %	高木の 本数計
庁舎等	49,092	5,126	4,198	10.4	8.6	310
教育施設	522,166	52,310	39,786	10.0	7.6	3,300
公営住宅	35,852	3,832	3,319	10.7	9.3	423
環境衛生施設	60,455	23,378	15,803	38.7	26.1	1,462
社会福祉施設	26,376	3,505	3,166	13.3	12.0	266
医療施設	27,204	7,220	4,043	26.5	14.9	121
その他	490,122	182,762	119,070	37.3	24.3	2,564
全公共施設	1,211,267	278,133	189,385	23.0	15.6	8,446

資料：大阪府土木部総合計画課  
(現大阪府都市整備部総合計画課)

## 緑化施策の現況

富田林市においては、昭和40年代から大規模な宅地開発が行われ、その開発地を主な対象地として積極的な緑化推進を行ってきました。これまでにこなってきた主要な都市緑化施策を整理すると以下ようになります。

これまでに、10万本植樹事業とグリーン・ハーモニー・プランによる公共施設の緑化事業による都市緑化に取り組み、それらは緑あふれる都市の形成に役立っています。こうした活動が全国的にも評価され、平成13(2001)年には(財)都市緑化基金が選定する「第21回緑の都市賞」の国土交通大臣賞を受賞しました。現在、これらの事業について、新規整備は行われていませんが、整備済み箇所の維持管理に係る樹木の診断や植替え等の更新管理が現在の課題となっています。

表4-8 都市緑化施策の整理

施策名	年度	内容	特色
みどりの基金	昭和58(1983)年度～	都市緑化基金	緑化推進と緑の保全に対する助成のための基金。
緑化推進事業助成	昭和60(1985)年度～	民間緑化助成	市民、各種団体、事業者がおこなう緑化(生垣づくりなど)への助成。
10万本植樹事業	昭和61(1986)年度～ 平成元(1989)年度	公共施設植栽	学校のシンボル樹木づくりや公共施設での緑化など、施設・地域に特色を持たせた緑化推進。約12万本を植栽。
記念植樹事業	昭和62(1987)年度～	記念植樹	明治池公園の一部を開放し、誕生や結婚など個人の記念日に記念樹を植栽する事業。これまでに547本を植栽。
緑化相談	昭和62(1987)年度～	緑化技術指導相談	(財)富田林市公園緑化協会による緑化推進、啓発および技術指導、緑化相談。
水とみどりと花の都市宣言	平成2(1990)年度		市民と行政が一体となった緑の展開をめざして、市議会で決議。
グリーン・ハーモニー・プラン	平成2(1990)年度～	公共施設植栽	施設管理管轄外(国府道、河川敷)への緑化と管理。これまでに約25万本を植栽。
古樹・名木の保存	平成3(1991)年度～	保存樹木指定	市内に残る古樹・名木を指定し、管理費を助成。
植木市	平成6(1994)年度～	緑化資材の販売	「みどりの日」を中心に4～5日間、高品質で低廉な緑化樹等を市民に展示販売や無料配布。ガーデニング教室なども開催。

また、道路緑化については、国道170号(大阪外環状線)や国道309号といった幹線道路、金剛・金剛東地区のニュータウン内道路、富田林中小企業団地内の道路等を中心に実施されています。

とくに金剛・金剛東地区においては、緑道の整備が密におこなわれ、緑豊かな住宅地の景観形成に寄与しています。

一方、市中心部の旧市街地においては道路緑化が十分にはおこなわれておらず、今後の課題となっています。

表4-9 植栽事業の実績

事業名	年 度	植栽本数(本・株)				
		高・中木	低木	地被	その他	計
10万本植樹事業	昭和62(1987)年度	3,883	17,544	-	8,353	29,780
	昭和63(1988)年度	3,270	13,480	-	36,610	53,360
	平成元(1989)年度	2,950	12,800	-	21,510	37,260
	小 計	10,103	43,824	0	66,473	120,400
グリーン・ハーモニー・プラン	平成2(1990)年度	1,151	13,698	51,665	-	66,514
	平成3(1991)年度	1,043	19,693	17,524	-	38,260
	平成4(1992)年度	2,243	10,268	19,830	-	32,341
	平成5(1993)年度	404	11,665	10,336	-	22,405
	平成6(1994)年度	342	8,275	11,637	-	20,254
	平成7(1995)年度	796	14,154	9,270	-	24,220
	平成8(1996)年度	377	3,531	8,406	-	12,314
	平成9(1997)年度	131	160	29,973	-	30,264
	平成10(1998)年度	111	1,860	-	-	1,971
	平成11(1999)年度	42	1,390	-	-	1,432
	平成12(2000)年度	179	403	-	-	582
	平成13(2001)年度	284	308	962	-	1,554
	平成14(2002)年度	130	787	-	-	917
	平成15(2003)年度	37	1,040	570	-	1,647
	平成16(2004)年度	-	-	-	-	0
	平成17(2005)年度	-	-	-	-	0
	小 計	7,270	87,232	160,173	0	254,675
合 計	17,373	131,056	160,173	66,473	375,075	

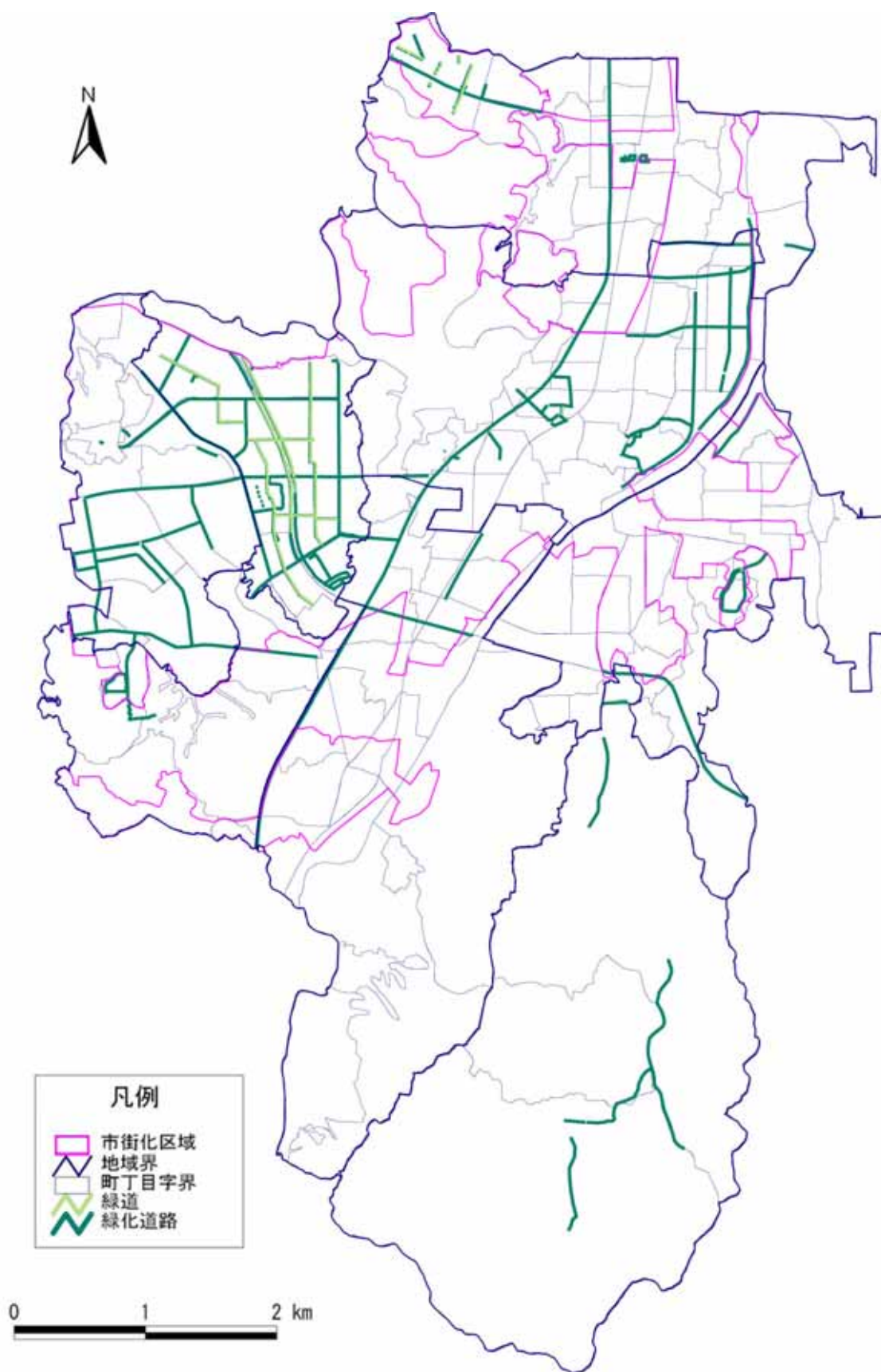


図4-7 緑化道路・緑道の分布

(4) 緑の現況総括表

富田林市内の施設緑地及び地域制緑地の箇所数及び面積を種類別に一覧表にまとめると、下表のようになります。市域全域では、施設緑地の面積が196.66ha、地域制緑地の面積が837.18haとなっています。

表4-10 緑地の現況総括表

				現況			
				都市計画区域(市域全域)		市街化区域	
				整備量		整備量	
				箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
施設 緑地	公園	都市公園	街区公園	50	15.86	46	14.28
			近隣公園	5	10.94	5	10.94
			地区公園	2	8.65	2	8.65
			総合公園	-	-	-	-
			運動公園	-	-	-	-
		特殊公園	風致公園	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	
		広域公園	2	86.20	1	1.01	
		都市緑地	4	3.99	4	3.99	
		小計	63	125.64	58	38.87	
	公共施設緑地	100	66.02	53	6.99		
	民間施設緑地	31	5.00	11	0.57		
	小計	131	71.02	64	8.02		
	合計	194	196.66	122	46.89		
施設緑地計				194	196.66	122	46.89
地域 制 緑地	法 に よ る も の	生産緑地地区	373	75.09	373	75.09	
		自然環境保全地域及び市指定保存樹林	5	6.18	1	1.00	
		河川区域	1	97.43	1	12.26	
		地域森林計画対象民有林	-	372.55	-	4.19	
		農業振興地域・農用地区域	-	320.00	-	0.00	
		協定によるもの	4	16.79	4	16.79	
	小計	383	888.04	379	109.33		
地域制緑地間の重複	-	50.86	-	0.11			
合計	-	837.18	-	109.22			
地域制緑地計				-	837.18	-	109.22
施設緑地 地域制緑地間の重複				-	95.10	-	0.00
合計				-	938.74	-	156.11